

都市計画区域マスタープランに係る素案閲覧後の意見とその対応案について

第2 本県の都市づくりの基本方向

第2			意見	対応案
2 都市計画に関する現況と課題	の高減(1)の到齡少(1)来社・人(1)会超口	維ワ通イ 持―ネ公 ・クツ共 確のト交	「地方鉄道や路線バス等の廃止が見られる。」 (理由) 近年の鉄道路線の廃止は、H20 三木鉄道、H2 JR 鍛冶屋線であるが、内陸部や日本海側で顕著とは言えない	意見のとおり修正
	化構(5)造の産(5)業(5)変	整の集イ 立客大 地施規 調設模	「郊外の大規模集客施設は」 (理由) 大規模集客施設は「郊外」に限らず中心市街地衰退の要因となるのではないか	現行どおり (理由) 中心市街地＝商店街とは考えておらず、まちなかにある大規模集客施設は、中心市街地の活性化には有効であると考えます
	の進方(6)の主展分(6)体地権(6)性域の地	組創ア 生の地 取域	都市計画に関する現況と課題において、地域創生の動きについて触れるべきではないか	意見を踏まえ以下のとおり修正 新たに「ア 地域創生の取組」の項目を追加し記載することとします
3 目指すべき都市づくり	創出(1)安全・安心な都市空間の	よるア 安全防 な災・ 都市減 づく災 りに 対策に	(地域創生戦略との整合) 「防災上の課題を持つ密集市街地を安全・安心な市街地に改善する」 (基本目標8 まちの賑わいを創出する(1)活力あるまちづくり)	意見を踏まえ以下のとおり修正 「均衡のとれた都市施設の配置とそれらのネットワーク化や都市の耐震化・不燃化、密集市街地の改善など被害を未然に防止する対策に引き続き取り組む」
			「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定業務を推進する」 (理由) 新たに指定すること及び今指定されている箇所を検証することを含めた業務の早急な実施が必要と考えるため	意見を踏まえ以下のとおり修正 「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定等を推進する」 (理由) 県において、平成 26 年度から、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)の総点検及び土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定を進めているため
	市魅イイ(2)力のブニ(2)的シ地(2)なよア域(2)都るテの	のネア 促進ジエ メリア ントマ	(地域創生戦略との整合) 「地域住民の参画の下、良好なまちなみ景観の形成、まちなみ緑化等を進め、豊かな自然と利便性が共存する関西屈指の居住環境に磨きをかける」 (基本目標7. 住みたい地域をつくる(1)安全で豊かな暮らしの質の向上)	意見を踏まえ以下のとおり修正 「今後は、人口増加に対応した市街地郊外の大規模開発から多数の権利者等が存在する既成市街地内での再開発や再整備が中心となり、住宅地における良好なまちなみ景観の形成、まちなみ緑化や、住環境の保全、オールドニュータウン等における多世代の支え合うまちづくり、商業・業務

第2		意見	対応案
		<p>(地域創生戦略との整合)  「地域活力の低下が懸念されるニュータウンにおいて、若年世帯の呼び込みや高齢者の安心居住を支援することなどにより、住民が主体となり多世代が支え合う持続するまちへの再生を進める」  (基本目標8 まちの賑わいを創出する(1)活力あるまちづくり)</p>	
	ウ民間投資の誘導	<p>「一定の人口密度」  (理由)  立地適正化計画では、圏域で一定の人口を維持する考え方を示しており、密度は削除すべきではないか</p>	<p>意見を踏まえ以下のとおり修正  「一定の人口密度をもった地域」  「利用圏域人口を勘案」  「市街地エリアにおいては…一定の人口密度を維持」  「現在の市街地を中心とした人口密度の維持」  「利用圏人口の維持を図る」  (理由)  一定の地域内における人口が人口密度であるため、エリアが曖昧な「現在の市街地を中心とする人口密度の維持」以外については、人口とします</p>
(3) 持続可能な都市構造の形成	ア拠点地域連携型都市構造化	<p>(地域創生戦略との整合)  「兵庫の強みである地域のポテンシャルや多様性を活かし、大都市から多自然地域まで多彩な魅力を持つ個性豊かな地域がそれぞれ機能分担しながら連携することを基本に、「人口対策」と「地域の元気づくり」を柱に、兵庫らしい地域創生に取り組んでいく。」  (Ⅲ地域創生への取組の基本的な考え方)</p>	<p>意見を踏まえ以下のとおり修正  「拠点地域連携型都市構造」  「広域都市拠点機能集積地区」  「地域拠点都市機能集積地区」  「生活拠点都市機能集積地区」  (理由)  能動的に都市機能を拠点に集約させるイメージにより地方の切り捨てにつながるとの誤解を招かないよう、都市構造名を「個性豊かな地域がそれぞれ機能分担しながら連携する」という地域創生戦略の基本的な考え方と整合を図り、「地域連携型都市構造」とし、拠点名についても、既に都市機能が集積している場所というイメージとなるよう「都市機能集積地区」と修正します</p>
		<p>「都市空間を創出するためには、これまで省みられることが少なかった、<u>今後は都市経営的な…</u>」  (理由)  目指すべき都市づくりの持続可能な都市構造の形成として好ましい表現にすべきではないか</p>	<p>現行どおり  (理由)  今回の見直しでは、新しい視点として、都市経営的な観点を含んでいることを強調して示しているものです</p>

第2		意見	対応案
		都市施設としての公園・緑地にとどまらず自然について記載してもらいたい、また、現在の都市構造としても自然条件から見えることがあるのではないか	意見を踏まえ以下のとおり修正 「持続可能な都市構造として「拠点地域連携型都市構造」を実現することが必要である。その際には、これまでの都市形成の基礎的条件であった広域的な水と緑のネットワークの保全に努めるものとする。」
	ア拠点地域連携型都市構造 ア化ア拠点地域連携型都市構造以外のエリア	(地域創生戦略との整合) 「都市機能の更新、居住環境の向上を図り、都市の個性を更に高めていくことにより、多くの人々を引きつける魅力的なまちづくりを進める」 (基本目標8 まちの賑わいを創出する(1)活力あるまちづくり)	意見を踏まえ以下のとおり修正 「機能の集積の維持更新・充実を図るとともに、」
	ア化ア拠点地域連携型都市構造以外のエリア	(地域創生戦略との整合) 「機動的で柔軟に対応できる小規模な再開発や区画整理等を用いて、未利用地の活性化と高度利用を推進する」 (基本目標8 まちの賑わいを創出する(1)活力あるまちづくり)	意見を踏まえ以下のとおり修正 「低未利用地の活用、土地の高度利用や必要に応じた集約などを図り」
	ア化ア拠点地域連携型都市構造以外のエリア	「三地域居住」は一般的に浸透している言葉ではないため、用語集が必要ではないか	用語集に追加します
	ア化ア拠点地域連携型都市構造以外のエリア	(地域創生戦略との整合) 「地方都市において、地域資源の積極活用や都市機能の更新・集積などにより、地域の賑わいを生み出す拠点や地域の住民が快適に暮らすことができる拠点づくり」 (基本目標8 まちの賑わいを創出する(1)活力あるまちづくり)	意見を踏まえ以下のとおり修正 「市街地以外のエリアについては、将来に渡わたって活力地域のにぎわいが維持されるとともに、一定程度の医療・福祉、商業等のサービスが日常生活圏内で受けられるような都市構造を構築する。」
	図2	都市施設としての公園・緑地にとどまらず自然について記載してもらいたい、また、現在の都市構造としても自然条件から見えることがあるのではないか	意見を踏まえ以下のとおり修正 図に森林や河川等を明示するとともに、「広域的な水と緑のネットワークの保全」を追記します

第2		意見	対応案
		<p>イメージ図が「拠点＝駅」と誤解を与えている。当市にはこの図が当てはまらないし、道路については拠点に向かうものしか書かれていない。兵庫県にふさわしい絵を書き換えていただきたい</p>	<p>現行どおり (理由) 図では、駅以外にも道路の結節点等において、オレンジ色の丸（地域都市機能集積地区）や青色の丸（生活都市機能集積地区）を示しており、駅のみが対象であるとは考えていません。ただ、高齢化が今後ますます進展する中で、自家用車から公共交通への転換を促す意味でも、鉄道駅等の周辺では都市機能を維持・確保していくべきであると考えています。なお、各拠点の名称については、都市機能集積地区と修正します</p>
	<p>図 3</p>	<p>北近畿豊岡自動車道と山陰近畿自動車道の接続部分については現在検討中であるため、表示を工夫してもらいたい</p>	<p>意見を踏まえ以下のとおり修正 調査中の区間については、表示しないこととします</p>

### 第3 地域の方針

第3			意見	対応案
1 地域の概況	(5) 交通		「尼崎市営バス」 平成 27 年度末で阪神バスに移譲予定	意見のとおり修正
2 長期的に目指すべき地域の将来像	(2) 地域の都市構造の方向		(地域創生戦略との整合) 「地域住民の参画の下、良好なまちなみ景観の形成、まちなみ緑化等を進め、豊かな自然と利便性が共存する関西屈指の居住環境に磨きをかける」 (基本目標7 住みたい地域をつくる(1)安全で豊かな暮らしの質の向上)	意見を踏まえ以下のとおり修正 「本地域では、隣接する神戸地域とともに県全体の活力を牽引する地域として、民間投資の積極的な促進等により都市機能の強化を図るとともに、良好な景観の形成や緑化等により居住環境の向上を図る。」
			都市施設としての公園・緑地にとどまらず自然について記載してもらいたい、また、現在の都市構造としても自然条件から見えることがあるのではないか	意見を踏まえ以下のとおり修正 具体的な自然環境の保全について追記します 例 但馬地域 「なお、本地域を形づくる氷ノ山後山那岐山国定公園、但馬山岳県立自然公園、朝来郡山県立自然公園、出石糸井県立自然公園等の山々、円山川等の河川、山陰海岸国立公園の海岸線等からなる広域的な水と緑のネットワークについては、これを保全する。」

第3			意見	対応案
針	3 区域区分の決定の有無及び方	表 1 3	<p>(質問)</p> <p>各年次に示される本市の「市街化区域に配分されるべき人口」、「産業の規模」、「市街化区域の規模」の数値はいくらか</p> <p>今後、本市が施策等を展開する上で知っておく必要がある</p>	<p>(回答)</p> <p>人口、産業について市町ごとのフレームは作成していません、必要であれば、人口フレーム及び産業フレームの考え方を情報提供します</p> <p>また、市街化区域の規模については、同時に変更する区域区分の変更後の面積を示しているものです</p>
		表 1 2	<p>「資料：平成32年の生産規模は、工業統計調査及び商業統計調査より都市計画課においてトレンド推計」についてトレンド推計の意味が分かるように注記を追加してもらいたい</p>	<p>意見を踏まえ以下のとおり修正</p> <p>「資料：平成32年の生産規模は、工業統計調査及び商業統計調査よりにおける過去の実績値の推移を基に県都市計画課においてトレンド推計」</p> <p>なお、用語集にもトレンド推計を追加します</p>
4	都市づくりに関する方針	(1)～(2)現在の市街地を中心とした人口密度の維持	<p>表題では「人口密度の維持」、本文では「人口の維持」となっている</p> <p>人口密度の維持と人口の維持では意味が違ってくるが、使い分けしているのか</p> <p>この他にも同様の表現があり、人口と分布の広がりの方考え方を整理する必要があるのではないか</p>	<p>意見を踏まえ以下のとおり修正</p> <p>「一定の人口密度をもった地域」</p> <p>「利用圏人口を勘案」</p> <p>「市街地エリアにおいては…一定の人口密度を維持」</p> <p>「現在の市街地を中心とした人口密度の維持」</p> <p>「利用圏人口の維持を図る」</p> <p>(理由)</p> <p>一定の地域内における人口が人口密度であるため、エリアが曖昧な「現在の市街地を中心とする人口密度の維持」以外については、人口とします</p>
	各地域拠点等都市機能集積地区の機能連携の強化	イ 地域内連携軸	<p>地域内連携軸に鉄道を含める必要はないのではないか</p> <p>広域連携軸の記載から鉄道は基本的には広域連携軸ではないか</p>	<p>意見を踏まえ以下のとおり修正</p> <p>広域連携軸ではない鉄道がない、但馬について当該箇所を削除します</p> <p>(理由)</p> <p>広域連携軸は地域都市機能集積地区間をつなぐという定義付けであることから、鉄道であっても広域連携軸ではないものがある。</p> <p>例：能勢電鉄、北条鉄道、山陽電鉄網干線</p>

第3			意見	対応案
			<p>(質問) 地域内連携軸の県道等とはどこを指すのか (4)-1 交通施設の1段落目で「地域内連携軸で位置付けた道路の整備」とあり、市として該当の道路を認識する必要がある</p>	<p>(回答) 地域内連携軸は市町で定める生活都市機能集積地区と地域都市機能集積地区等を結ぶという定義付けであるため、都市計画区域マスタープランにおいては、具体的に示していません</p>
			<p>北近畿豊岡自動車道と山陰近畿自動車道の接続部分については現在検討中であるため、表示を工夫してもらいたい</p>	<p>意見を踏まえ以下のとおり修正 調査中の区間については、表示しないこととし、当該区間については、広域連携軸の太矢印のみとします</p>
<p>地 利 用  (2)線引き都市計画区域の土</p>		<p>ア主要用途の整備方針 ア住宅地</p>	<p>「住宅型の医療・介護サービス施設の適切な配置による地域包括ケアとの連携を図りつつ、用途地域の柔軟な変更等により地区計画等を活用するなど周辺環境にも配慮する中で、高齢者数の急増に対応した多様な建物用途の導入土地利用を図る。」 (理由) (2)土地利用に関する方針の(7)は住宅地であり、「用途地域の柔軟な変更等」により多様な建物用途を導入する考えは、現行の用途地域制度を否定することになりかねない 住宅地の土地利用に関する方針としては、周辺環境に配慮した地区計画等の活用で対応すべきと考える</p>	<p>現行どおり (理由) 現在でも0.5ha程度のスポット型の用途地域の指定は行っており、現行の用途地域制度を否定するものではありません 当然、地区計画等の活用による対応も考えられるため、「用途地域の柔軟な変更等」としてしています</p>
		<p>イ市街地に 用(イ)大規模集客施設 の適正な立地誘導</p>	<p>(質問) 地域拠点等の中に、阪急塚口駅周辺が含まれると考えてよいか 阪急塚口周辺は、広域土地利用プログラムの広域商業ゾーンに位置づけられているが、区域マスの広域商業ゾーンは、広域土地利用プログラムの広域商業ゾーンと等しいと考えてよいか</p>	<p>(回答) 具体の位置付けにあたっては、広域土地利用プログラム見直し検討の中で整理されるものと考えており、当該部分の記述では、地域都市機能集積地区以外にも広域商業ゾーンの設定はあり得ることから、地域都市機能集積地区等としているものです なお、広域土地利用プログラムとの関係が分かりにくいことから、当該部分については、「広域商業ゾーン」ではなく、単に「商業ゾーン」と修正します</p>

第3			意見	対応案
		農土地との健全な調和 市街化調整区域の 土地利用の優良な	人口の自然増や社会増を図るため、雇用の場の創出について従来の産業団地を作る方法だけでなく、一次産業を強固にするという方向性もあるのではないかと	現行どおり (理由) 一次産業の強化については「ひょうご農林水産ビジョン」等の関連計画において記載されるべきものだと考えています。なお、都市計画区域マスタープランにおいても土地利用の観点から「市街化調整区域の土地利用(ア)優良な農地との健全な調和」において一部農業振興について記載しています
		まちづくりの促進 市街化調整区域の 土地利用の維持に資する	地域創生戦略との整合) 「市街化調整区域において、地域主導による地域活力の向上や産業の活性化を支援するため、地区計画制度の弾力的な運用を図る。」 「市街化区域縁辺部にある工場等が現地で事業を継続できるよう開発許可制度の運用を弾力化し、一定の場合に市街化調整区域への敷地拡大を認める。」 (基本目標8 まちの賑わいを創出する(1)活力あるまちづくり)	意見を踏まえ以下のとおり修正 「地域の実情に応じたまちづくりを実現する手法の一つとして、地区計画制度の活用を図るとともに、 <del>一県が開発許可権を有する市町における</del> 特別指定区域制度の活用や、 <del>その他の市における同制度に準じた</del> 制度の創設開発許可制度の弾力的運用等により、地域の活力の維持に資するまちづくりを促進する。」
			東播磨地域の市街化調整区域に住んでいるが、それを外してもらうことはできないのか	現行どおり (理由) 当地域では、依然として開発圧力が高いので市街化調整区域は必要と考えています 一方で、日常生活の維持や地域の活性化を図るため、地区計画制度や特別指定区域制度等の活用により弾力的な土地利用を図っていくこととしています
	方針 3) 市街地整備に関する		「～跡地遊休地等を有効活用し」 (理由) 工場跡地の土地利用転換ではなく遊休地の有効活用ではないか 現行のままでは土地利用転換が良くて土地利用転換しないのは良くないと捉えられる	意見のとおり修正
			「尼崎市の臨海部等にみられる密集市街地」 (理由) 本市の都市マスで、臨海部は工業専用地域を示しており、臨海部には密集市街地はない	意見のとおり修正

第3		意見	対応案
	施(4)設 する方 針 関市	新たに高速道路等の整備を行うばかりではなく、既存の道路について、老朽化等に対応した適切な維持・管理を行い、長寿命化を図るべきではないか	現行どおり (理由) 「計画的な都市基盤施設の長寿命化に向けた修繕・更新を推進する」と記載しています
	交(4)通 施設 1	住んでいる地域でも以前デマンド交通が走っていたがうまくいかなかった バスも十分ではないと考える	修正無し 今後、高齢化が進む中、自家用車に乗れなくなる方も発生してくることから、デマンド型交通を含め公共交通のあり方と利用者確保について検討を進めることが重要であると考えています
		「自転車の通行環境の改善、阪急電鉄神戸線におけるアクセスの向上に向けた西宮北口～武庫之荘間の新駅設置の検討等による公共交通の更なる利便性の向上を図る。」とともに、公共交通の更なる利便性の向上を図るため、 <u>阪急電鉄神戸線における西宮北口～武庫之荘間の新駅設置の検討等を行う。</u> (理由) 阪急電気鉄道神戸線の新駅設置検討は限定的な話のため、施設の改善と新駅設置検討は、区別して記載すべきではないか。	意見を踏まえ以下のとおり修正 「自転車の通行環境の改善、 <u>等</u> を図るとともに、公共交通の更なる利便性の向上に向け、 <u>阪急電鉄神戸線におけるアクセスの向上に向けた西宮北口～武庫之荘間の新駅設置の検討等により公共交通の更なる利便性の向上を図るを行う。</u> 」
	(4) 12公園・ 緑地	(地域創生戦略との整合) 「豊かな自然や良好な景観、歴史的建造物など、個性豊かな地域資源を活用し、地域の核となる都市公園の整備、管理の推進」 (基本目標8 まちの賑わいを創出する(2)地域の資源を活かした取組の推進)	意見を踏まえ以下のとおり修正 「既存施設の適正な維持管理・整備及び利用促進を図る。」
		「 <u>尼崎の森中央緑地の整備を推進するとともに。また、広域レクリエーション需要に対応する県立甲山森林公園、県立一庫公園や防災機能を持つ、県立有馬富士公園、県立西猪名公園等</u> 」	意見のとおり修正

第3			意見	対応案
	(4) 3. 河川・下水道		<p>「生活排水処理計画に基づく流域下水道、公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）、集落排水処理施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等の整備及び適正な維持管理とともに、合併処理浄化槽の設置促進を図るとともに、あわせて、都市部における雨水対策を推進する。」            (理由)            合併処理浄化槽は、個人が設置するものであり、行政が「整備及び適正な維持管理を図る」ものではないため</p>	<p>意見を踏まえ以下のとおり修正            「生活排水処理計画に基づく流域下水道、公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）、集落排水処理施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等の整備及び適正な維持管理を図るとともに、合併処理浄化槽の設置及び適正な維持管理を促進する。あわせて、都市部における雨水対策を推進する。」</p>
	方針 (5) 防災に関する		<p>防災について横断的な視点が必要ではないか</p>	<p>現行どおり            (理由)            これまでの都市計画区域マスタープランでも阪神・淡路大震災の経験から、防災に関する方針を記載してきていましたが、今回の見直しでは、さらに総合的な治水対策、南海トラフ地震への対応、集中豪雨に対する土砂災害特別警戒区域の指定等、あらたな課題への対応について、都市計画法だけでなく関係法令を含めた対策を横断的に記載しています。</p>
		ウ発生頻度を踏まえた津波対策	<p>タイトル「発生頻度を踏まえた総合的な津波対策」</p>	<p>現行どおり            (理由)            「津波防災インフラ整備計画」において、津波対策の基本方針として、発生頻度を踏まえた2つのレベルの津波に応じた対策を図ることとしています</p>
		危険な治水対策	<p>危険物が集積している臨海部の工業地帯についても、津波・地震対策の一層の推進を図るべきではないか</p>	<p>現行どおり            (理由)            阪神・東播磨・西播磨・淡路地域において、「発生頻度を踏まえた津波対策」を記載しています</p>
		災害危険区域等に関する治水対策	<p>「土砂流出等による被害を防止するため、災害危険区域（建築基準法）や土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）の指定等により」</p>	<p>現行どおり            (理由)            制度に係る法律名については、当該制度を最初に記載する際に（ ）書きで表示しているもので、災害危険区域に関しては、「4都市づくりに関する方針(1)-2 現在の市街地を中心とした人口密度の維持」において既に記載済みです</p>

第3			意見			対応案				
	する(7)地域の活性化に関する方針		<p>(地域創生戦略との整合)  「阪神地域の特色を生かした多彩な農畜林産物や「食」に関わる活動拠点をアトラクションとし、地域全体をテーマパークと見立てて策定した“阪神アグリパーク構想”を推進し、阪神地域の「農」と「食」の魅力を見つけ、活かし、楽しみ、自分の暮らしや仕事、産業、そして社会がよりよくなることを目指す。」  (地域別の対策 阪神北県民局)</p>			<p>意見を踏まえ以下のとおり修正  「尼崎運河や河川を人々の憩いの空間として活用する「阪神なぎさ回廊プロジェクト」や「21世紀の尼崎運河再生プロジェクト」、北摂里山を保全・活用した「北摂里山博物館構想(地域まるごとミュージアム)」、<u>阪神地域の農と食の魅力を見つけ、活かし、楽しむ「阪神アグリパーク構想」等の参画と協働の取組により地域の活性化を促進する。</u></p>				
整備5市施主要等な都備目標	備に都市関する設等	緑地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>事業場所</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尼崎の森中央緑地</td> <td>尼崎市扇町</td> <td>都市緑地(第2工区)A=約12.30ha</td> </tr> </tbody> </table>	名称	事業場所	概要	尼崎の森中央緑地	尼崎市扇町	都市緑地(第2工区)A=約12.30ha	意見のとおり修正
名称	事業場所	概要								
尼崎の森中央緑地	尼崎市扇町	都市緑地(第2工区)A=約12.30ha								
参考図			<p>阪急塚口駅周辺の「商業・業務地」の表示(桃色)を広域土地利用プログラムの広域商業ゾーン表示程度(「つかしん」と「さんさんタウン」を含む楕円形)に拡大できないか  また、「商業・業務地」のピンク表記は、大きさ(一定)、位置(駅中心)等について、決まりはあるのか。  (理由)  広域土地利用プログラムにおいて、「つかしん」と「さんさんタウン」を含み広域商業ゾーンになっているた</p>	意見のとおり修正						
			<p>凡例の広域連携軸の表示(薄紫色矢印)を中抜表示にすべきではないか。  (理由)  図では中抜表示になっている。</p>	意見のとおり修正						

